

チラー冷凍機用電動弁等交換作業

仕様書

1. 件名

チラー冷凍機用電動弁等交換作業

2. 目的及び概要

日本原子力研究開発機構（以下、「原子力機構」という。）J-PARCセンター大強度陽子加速器施設リニアック棟では管理区域含む建家内の空調及びトンネル内の空調のためチラー冷凍機を設置している。当該設備は装置の温度管理に利用されており、ビームの運転のためには必要不可欠な設備である。当該設備の電磁弁が動作不良を起こしており冷凍機の運転ができない為交換を行うものである。

3. 作業実施場所

茨城県那珂郡東海村大字白方2番地4  
日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所内  
大強度陽子加速器施設リニアック棟

4. 納期

令和8年10月30日（金）  
作業実施日については原子力機構担当者と協議し実施すること。

5. 対象機器

チラー冷凍機：冷暖房用(RR-0104)  
製造業者：ダイキン工業株式会社  
型式：UWRYP120G5YR

6. 作業内容

- (1) 冷媒を回収する。
- (2) 電動弁コイル、電磁弁コイル、電動弁、電磁弁を交換する。
- (3) 気密検査（窒素加圧）を行い接続箇所からの漏えいがないことを確認する。
- (4) 真空乾燥を行い、配管内を真空状態にする。
- (5) 冷媒を充填する。
- (6) 試運転を行い異音や振動及び交換箇所から冷媒の漏えいがないことを確認する。

7. 提出書類

No.	名称	提出時期	部数	その他
1	総括責任者届	契約締結後速やかに	1部	要確認
2	作業工程表	契約締結後速やかに	1部	要確認
3	作業要領書	契約締結後速やかに	1部	要確認
4	作業報告書（写真含む）	作業終了後速やかに	2部	
5	その他必要書類	その都度	必要部数	

（提出場所）J-PARCセンター 施設工務セクション（HENDEL棟 203号室）

8. 検収条件

「7. 提出書類」の確認並びに原子力機構が仕様書に定める業務が実施されたと認めるときを以て、業務完了とする。

9. 適用法規・規程等

- (1) 高圧ガス保安法
- (2) フロン排出抑制法
- (3) 原子力科学研究所 電気工作物保安規程及び規則
- (4) その他日本原子力研究開発機構及び J-PARC センター諸規程

## 10. 特記事項

- (1) 受注者は、原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守するとともに安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (2) 受注者は、業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること。
- (4) 当作業において原子力機構の物品を毀損しないこと。万一毀損した場合は、原子力機構担当と協議し速やかに修理すること。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項であっても技術上必要と認められる事項については、原子力機構担当者と協議し実施すること。
- (6) 回収した冷媒は、フロン排出抑制法等に基づく破壊処分を適切に実施し、処分完了報告書を提出すること。
- (7) 第二種製造設備変更工事を伴う機器整備後の全体気密試験については、第一種冷凍機械責任者免状又は、第一種冷凍空調技士の資格を有する者が実施または立会いを行い実施すること。また整備後に機器試験合格証明書（全体の気密試験の証明書）を提出すること。

## 11. 総括責任者

受注企業は本契約業務を履行するにあたり、受注企業を代理して直接指揮命令する者（以下「総括責任者」という。）及びその代理者を選任し、次の任務に当たらせるものとする。

- (1) 受注企業の従事者の労働管理及び作業上の指揮命令
- (2) 本契約業務履行に関する原子力機構との連絡及び調整
- (3) 受注企業の従事者の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の処理に関する事項

## 12. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様で定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

－以上－